

電気通信事業法施行規則等の 一部改正について

(新リース会計基準等の公表等を踏まえた規定の整備)

令和7年9月30日
総務省総合通信基盤局
電気通信事業部
料金サービス課

- 電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「法」という。）第34条第6項において、第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、第二種指定電気通信設備接続会計規則（平成23年総務省令第24号。以下「二種接続会計規則」という。）で定めるところにより、第二種指定電気通信設備との接続に関する会計を整理しなければならないとされている。
- また、法第34条第3項第2号において、第二種指定電気通信設備の接続料は、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを算定するものとして、第二種指定電気通信設備接続料規則（平成28年総務省令第31号。以下「二種接続料規則」という。）で定める方法により算定された金額を超えてはならないとされ、当該接続料に係る接続約款の届出に当たり添付する接続料の算定根拠については、電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号。以下「施行規則」という。）に様式が規定されている。
- 今般の改正は、二種接続会計規則等について、累次の電気通信事業会計規則（昭和60年郵政省令第26号。以下「事業会計規則」という。）の改正を踏まえた規定整備を行うとともに、令和6年9月に企業会計基準委員会（ASBJ）が、企業会計基準第34号「リースに関する会計基準」等を公表したこと等を踏まえた規定整備を行うもの。
- なお、第一種指定電気通信設備接続料規則（平成12年郵政省令第64号。以下「一種接続料規則」という。）及び第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金及び第一種負担金算定等規則（平成14年総務省令第64号。以下「一号算定規則」という。）についても同様に、企業会計基準第34号等を公表したこと等を踏まえた規定整備を行うこととする。

主な改正事項

（1）累次の電気通信事業会計規則の改正を踏まえた規定の整備

○電気通信事業法施行規則及び第二種指定電気通信設備接続会計規則の一部を改正する省令案

- ・電気通信事業法施行規則の一部改正（諮問対象外）
- ・第二種指定電気通信設備接続会計規則の一部改正

（2）新リース会計基準等の公表等を踏まえた規定の整備

○電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案

- ・電気通信事業法施行規則の一部改正（諮問対象外）
- ・第一種指定電気通信設備接続料規則の一部改正
- ・第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金及び第一種負担金算定等規則（諮問対象外）
- ・第二種指定電気通信設備接続会計規則の一部改正
- ・第二種指定電気通信設備接続料規則の一部改正

○MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン（以下「MVNOガイドライン」という。）の改定（諮問対象外）

- 施行規則及び二種接続会計規則について、累次の事業会計規則の改正を踏まえた規定整備を行うもの。
- 当該規定整備に係る改正省令の施行日は、公布の日とする。

主な改正事項

改正部分	改正の概要	関連する総務省令
二種接続会計規則 別表第三（移動電気通信 役務収支表）	平成27年改正電気通信事業法の施行等に伴う事業会計規則の改正に伴う規定整備。	・電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令（平成28年3月29日総務省令第30号）
施行規則 様式第17の4の8 （諮問対象外）	企業会計基準委員会（ASBJ）が企業会計基準第28号「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」及び改正企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」等を公表したことを受けた財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）及び会社計算規則（平成18年法務省令第13号）の改正を踏まえた事業会計規則の改正を踏まえて、 <u>施行規則の接続料の算定根拠様式において、流動資産の「繰延税金資産」の欄及び流動負債の「繰延税金負債」の欄を削る。</u>	・電気通信事業会計規則及び第二種指定電気通信設備接続会計規則の一部を改正する省令（平成31年3月19日総務省令第19号）
施行規則 様式第17の4の8 （諮問対象外）	令和元年改正会社法の施行に伴う会社計算規則及び財務諸表等規則の改正を踏まえた事業会計規則の改正を踏まえて、 <u>施行規則の接続料の算定根拠様式において、純資産に株式引受権の欄を追加。</u>	・電気通信事業会計規則の一部を改正する省令（令和3年3月10日総務省令第18条）
二種接続会計規則 別表第一（個別注記表）	企業会計基準委員会（ASBJ）が改正企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」及び企業会計基準第31号「会計上の見積りの開示に関する会計基準」等を公表したことを受けた会社計算規則の改正を踏まえた事業会計規則の改正を踏まえて、 <u>二種接続会計規則の個別注記表において、重要な会計方針に係る事項を修正し、会計上の見積りに関する注記を追加。</u>	・電気通信事業会計規則の一部を改正する省令（令和3年8月20日総務省令第80号）
二種接続会計規則 第8条	電気通信事業法の一部を改正する法律（令和4年法律第70号。ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度関係）を踏まえた事業会計規則の改正（様式14（基礎的電気通信役務損益明細表）の削除）に伴う規定整備。	・電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令（令和5年6月2日総務省令第51号）
二種接続会計規則 別表第一（個別注記表）	企業会計基準委員会（ASBJ）が実務対応報告第45号「資金決済法における特定の電子決済手段の会計処理及び開示に関する当面の取扱い」及び企業会計基準第32号「『連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準』の一部改正」を公表したことを受けた財務諸表等規則の改正を踏まえた事業会計規則の改正を踏まえて、 <u>二種接続会計規則の個別注記表に金融商品に関する注記を追加。</u>	・電気通信事業会計規則の一部を改正する省令（令和7年1月23日総務省令第3号）

- 企業会計基準委員会（ASBJ）において、企業会計基準第34号「リースに関する会計基準」等が公表（令和6年9月）されたことを受けて、財務諸表等規則等が改正（令和7年3月公布・施行）された。これを踏まえ、総務省において、電気通信事業会計規則（昭和60年郵政省令第26号。以下「事業会計規則」という。）の一部改正を予定。
- 今般の改正は、以上を踏まえ、二種接続会計規則、一種接続料規則、二種接続料規則、一号算定規則、施行規則及びMVNOガイドラインについて改正行うもの。

リースに関する会計基準等の概要

（企業会計基準委員会「企業会計基準第34号「リースに関する会計基準」等の概要」を基に総務省作成）

○基本的な方針

- ・すべてのリースを使用権の取得として捉えて使用権資産を貸借対照表に計上するとともに、借手のリースの費用配分の方法については、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する。

○リースの定義及びリースの識別

- ・「リース」について、原資産を使用する権利を一定期間にわたり対価と交換に移転する契約又は契約の一部と定義とし、リースの識別の判断に関する定めを置いている。

○借手のリースの会計処理

- ・借手は、使用権資産について、リース開始日に算定されたリース負債の計上額にリース開始日までに支払った借手のリース料、付随費用及び資産除去債務に対応する除去費用を加算し、受け取ったリース・インセンティブを控除した額により算定する。
- ・リース負債の計上額を算定するにあたっては、原則として、リース開始日において未払である借手のリース料からこれに含まれている利息相当額の合理的な見積額を控除し、現在価値による算定する。
- ・使用権資産の償却について、基本的にはこれまでのリース資産の償却と同様の会計処理を定めている。

○貸手のリースの会計処理

- ・貸手の会計処理については、基本的に従来の企業会計基準運用指針を踏襲。

○開示

- ・貸手は、使用権資産について、(1)対応する原資産を自ら所有していたと仮定した場合に貸借対照表において表示するであろう科目に含める方法、(2)対応する原資産の表示区分（有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産等）において使用権資産として区分する方法のいずれかの方法により、貸借対照表において表示する。リース負債について、貸借対照表において区分して表示する又はリース負債が含まれる科目及び金額を注記する。リース負債に係る利息費用について、損益計算書において区分して表示する又はリース負債に係る利息費用が含まれる科目及び金額を注記する。
- ・貸手の会計処理については、基本的に従来の企業会計基準を踏襲。
- ・注記事項として、リースに関する情報を注記する。

○適用時期等

- ・2027年4月1日以後開始する連結会計年度および事業年度の期首から適用する。ただし、2025年4月1日以後開始する連結会計年度および事業年度の期首から適用することができる。

(2) 新リース会計基準等の公表等を踏まえた規定の整備②

4

企業会計基準委員会（ASBJ）における企業会計基準第34号「リースに関する会計基準」等の公表（令和6年9月）

財務諸表等規則等の一部改正（令和7年3月24日公布・施行）

（主な改正内容）

- ・リースに関する注記
- ・使用権資産の表示
- ・一般に公正妥当な企業会計の基準（金融庁告示）

会社計算規則の一部改正（令和7年3月31日公布・施行）

（主な改正内容）

- ・用語（使用権資産）の定義
- ・使用権資産の区分
- ・リースに関する注記

※適用時期：2027年4月1日以後に開始する事業年度等において適用。2025年4月1日以後開始する事業年度等から早期適用することができる。

電気通信事業会計規則の一部改正（予定）（諮問対象外）

- ・電気通信事業法第24条に基づき、指定電気通信役務を提供する事業者、特定ドメイン名電気通信役務を提供する事業者及び禁止行為等規定が適用される事業者は、電気通信事業会計規則の定めるところにより、その会計を整理しなければならない。
- ・総務省においては、新リース会計基準等の公表等を踏まえ、電気通信事業会計規則の一部改正を予定（主な改正内容は5ページから8ページのとり）。当該改正については、本件諮問とは別に、総務省において、本年10月1日（水）から10月30日（木）に意見募集を実施予定。

主な改正事項

改正部分	改正の概要	
二種接続会計規則 別表第一 個別注記表	個別注記表に <u>リースに関する注記</u> を規定。	9ページ
二種接続会計規則 別表第二 役務別固定資産帰属明細表 別表第五 役務別固定資産整理表	固定資産区分の「 <u>リース資産</u> 」を「 <u>使用権資産</u> 」に修正。	10ページ
一種接続料規則 第11条 二種接続料規則 第8条 一号算定規則（諮問対象外） 別表第1の2	接続料等の利潤における他人資本利子率の算出に当たり、社債、借入金および「 <u>リース債務</u> 」を有利子負債としているところ、「 <u>リース債務</u> 」を「 <u>リース負債</u> 」に修正。	11ページ
施行規則（諮問対象外） 様式17の4の6、様式17の4の8	施行規則における接続料の算定根拠様式についても、①固定資産区分の「 <u>リース資産</u> 」を「 <u>使用権資産</u> 」に修正、②負債区分の「 <u>リース債務</u> 」を「 <u>リース負債</u> 」に修正、営業外費用に「 <u>リース負債に係る利息費用</u> 」を追加。	12ページ
MVNOガイドライン（諮問対象外）	リース資産の配賦基準について、「リースの対象となる資産に関連する固定資産区分の配賦基準に準ずる」としているところ、「 <u>リース資産</u> 」を「 <u>使用権資産</u> 」に修正。	13ページ

事業会計規則の改正案（諮問対象外）

別表第一（第5条、第6条及び第15条関係）

勘定科目表
資産
固定資産

科目	備考
1 電気通信事業固定資産	[略]
(1) 有形固定資産	
[略]	
<u>使用権資産リース資産</u>	<u>リースの対象となる資産を使用する権利を表す資産（リースの対象となる資産が事業者がファイナンス・リース取引（リース取引のうち、リース契約に基づく期間の中途において当該リース契約を解除することができないもの又はこれに準ずるもので、リース物件（当該リース契約により使用する物件をいう。以下同じ。）の借主が、当該リース物件からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該リース物件の使用に伴って生じる費用等を実質的に負担することとなるものをいう。以下同じ。）におけるリース物件の借主である資産（有形固定資産に属するものに限る。）</u>
[略]	[略]
(2) 無形固定資産	
[略]	
<u>使用権資産リース資産</u>	<u>リースの対象となる資産を使用する権利を表す資産（リースの対象となる資産が事業者がファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産（無形固定資産に属するものに限る。）</u>
[略]	
2 (何) 業固定資産	
[略]	
3 投資その他の資産	
[略]	
繰延税金資産	
<u>使用権資産</u>	<u>リースの対象となる資産を使用する権利を表す資産（リースの対象となる資産がその他の投資及びその他の資産である場合に限り。）</u>
[略]	[略]

流動資産

科目	備考
[略]	[略]
リース債権	<u>所有権移転ファイナンス・リース取引（ファイナンス・リース（契約期間の中途において解除することができないリース又はこれに準ずるリースで、借手（リースの当事者のうち、その対象となる資産を使用する権利を取得する者をいう。以下同じ。）が、当該リースの対象となる資産からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該資産の使用に伴って生じる費用等を実質的に負担することとなるものをいう。以下同じ。）のうち、契約上の諸条件に照らし</u>

リース投資資産

[略]

てリースの対象となる資産ファイナンス・リース取引のうち、リース契約上の諸条件に照らしてリース物件の所有権が借手に移転すると認められるものをいう。以下同じ。）におけるもののうち、通常の取引に基づいて発生したもの（破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権で決算期後1年以内に弁済を受けられないことが明らかなものを除く。）及び通常の取引以外の取引に基づいて発生したもので決算期後1年以内に期限が到来するもの

所有権移転外ファイナンス・リース取引（ファイナンス・リース取引のうち、所有権移転ファイナンス・リース取引以外のものをいう。）におけるもののうち、通常の取引に基づいて発生したもの（破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権で決算期後1年以内に弁済を受けられないことが明らかなものを除く。）及び通常の取引以外の取引に基づいて発生したもので決算期後1年以内に期限が到来するもの

[略]

[略]

負債
固定負債

科目	備考
[略]	[略]
<u>リース負債リース債務</u>	<u>リース負債ファイナンスリース取引におけるもの</u> のうち、流動負債に属するもの以外のもの
[略]	[略]

流動負債

科目	備考
[略]	[略]
<u>リース負債リース債務</u>	<u>リース債務ファイナンスリース取引におけるもの</u> のうち、決算期後1年以内に期限が到来するもの
[略]	[略]

純資産

[略]

費用

[略]

営業外費用

科目	備考
支払利息	借入金に係る利息
<u>リース負債に係る利息費用</u>	
[略]	[略]

事業会計規則の改正案（続き）（諮問対象外）

別表第二（第5条、第6条及び第18条関係）

様式第1

貸	借	対	照	表
事業者名		年	月	日
				(単位 円)
資産の部				
I 固定資産				
A 電気通信事業固定資産				
(1) 有形固定資産				
[1～15 略]				
16	使用権資産	リース資産	×	×
[略]				
[17 略]				
有形固定資産				
×				
(2) 無形固定資産				
[1～7 略]				
8	使用権資産	リース資産	×	×
[略]				
[9 略]				
無形固定資産				
×				
電気通信事業固定資産合計				
×				
B (何) 業固定資産				
[略]				
C 投資その他の資産				
[1～11 略]				
12	使用権資産			
13	14	その他の投資及びその他の資産	×	×
[略]				
投資その他の資産合計				
×				
固定資産合計				
×				
II 流動資産				
[略]				
III 繰延資産				
[略]				

負債の部

I 固定資産				
[1～3 略]				
4	リース負債	リース債務	×	×
[5～9 略]				
固定負債合計				
×				
II 流動資産				
[1～5 略]				
6	リース負債	リース債務	×	×
[7～16 略]				
流動負債合計				
×				
負債合計				
×				

純資産の部

[I～IV 略]				
(記載上の注意)				
[1～8 略]				
9 有形固定資産に分類される使用権資産				
リース資産については、有形固定資産に分類される他の科目（建設仮勘定を除く。）に含めて表示することができる。				
10 無形固定資産に分類される使用権資産				
リース資産については、無形固定資産に分類される他の科目（のれんを除く。）に含めて表示することができる。				
[11～18 略]				

様式第2

損	益	計	算	書
事業者名	年	月	日から	
	年	月	日まで	
				(単位 円)
[I～III 略]				
IV 営業外費用				
[1 略]				
2	リース負債に係る利息費用	×	×	×
3	4	11	10	[略]
[略]				
[(記載上の注意) 略]				

事業会計規則の改正案（続き）（諮問対象外）

様式第4

個 別 注 記 表

事業者名

年	月	日から
年	月	日まで

[1～11 略]

12 リースにより使用する固定資産に関する注記

[13～22 略]

(記載上の注意)

[1～13 略]

14 リースにより使用する固定資産に関する注記は、次に掲げる事項とする。

(1) 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める事項(重要性の乏しいものを除く。)とする。ただし、会社法第440条第4項に規定する株式会社以外の事業者は、これらの事項の注記を要しない。

ア 借手である場合 次に掲げる事項

(ア) 会計方針に関する情報

(イ) リース特有の取引に関する情報

(ウ) 当該事業年度及び翌事業年度以降のリースの金額を理解するための情報

イ 貸手(リースの当事者のうち、その対象となる資産を使用する権利を設定する事業者をいう。)である場合 次に掲げる事項

(ア) リース特有の取引に関する情報

(イ) 当該事業年度及び翌事業年度以降のリースの金額を理解するための情報

(2) ファイナンス・リースの借手取引の借主である事業者が当該ファイナンス・リース取引について資産及び負債を計上する通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行っていない場合におけるリースの対象となる資産リース物件(固定資産に限る。次に掲げる事項において同じ。)に関する事項。この場合において、当該資産リース物件の全部又は一部に係る次に掲げる事項(各資産リース物件について一括して注記する場合にあつては、一括して注記すべき資産に関する事項)を含めること。

ア 当該事業年度の末日における取得原価相当額

イ 当該事業年度の末日における減価償却累計額相当額

ウ 当該事業年度の末日における未経過リース料相当額

エ アからウまでに掲げるもののほか、当該資産リース物件に係る重要な事項

(3) リースにより使用するファイナンス・リース取引により使用するリース物件の電気通信事業固定資産の額及び電気通信事業以外の事業固定資産の額。電気通信事業固定資産については固定資産の種類別に記載すること。ただし、重要でないものは、一括して記載することができる。

15 金融商品(金融資産(金融債権、有価証券及びデリバティブ取引により生じる債権(これらに準ずるものを含む。)をいう。)及び金融負債(金融債務及びデリバティブ取引により生じる債務(これらに準ずるものを含む。)をいう。)をいう。以下同じ。)に関する注記は、次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除く。)とする。ただし、会社法第444条第3項に規定する株式会社以外の株式会社にあつては、(3)に掲げる事項を省略することができる。

(1) 金融商品の状況に関する事項

(2) 金融商品(リース負債を除く。)の時価等に関する事項

(3) 金融商品(リース負債、リース債権及びリース投資資産を除く。)の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

16 賃貸等不動産(たな卸資産に分類される不動産以外の不動産であつて、賃貸又は譲渡による収益又は利益を目的として所有し、又はリースにより使用する権利を有する所有する不動産をいう。以下同じ。)に関する注記は、次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除く。次に掲げる事項において同じ。)とする。ただし、賃貸等不動産が、リースにより使用する権利を有する不動産である場合にあつては、(1)に掲げるものとする。

[(1)・(2) 略]

[17～25 略]

事業会計規則の改正案（続き）（諮問対象外）

様式第9

借入金等明細表

事業者名

年 月 日から
年 月 日まで

（単位 円）

〔略〕				
リース負債債務 （1年以内に期限到来のものを除く。）		期首残高	期末残高	摘要
	計			
1年以内に期限到来のリース負債債務		期首残高	期末残高	摘要
	計			
〔略〕				

（記載上の注意）

〔1～6 略〕

7 長期借入金（1年以内に期限到来のものを除く。）、1年以内に期限到来の長期借入金、短期借入金（1年以内に期限到来の長期借入金を除く。）、リース負債債務（1年以内に期限到来のものを除く。）、1年以内に期限到来のリース負債債務及びその他有利子負債については、その区分ごとの加重平均利率を注記すること。ただし、事業者がリース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース負債債務を貸借対照表に計上している場合又はリース料総額に含まれる利息相当額を定額法により各事業年度に配分している場合には、リース負債債務については、注記することを要しない。なお、リース負債債務について、注記しない場合には、その旨及び理由を注記すること。

8 長期借入金（1年以内に期限到来のものを除く。）、リース負債債務（1年以内に期限到来のものを除く。）及びその他有利子負債については、その区分ごとの返済期限を注記すること。

9 長期借入金、リース負債債務及びその他有利子負債（1年以内に期限到来のものを除く。）については、貸借対照表日後5年以内における1年ごとの返済予定額の総額をそれぞれ注記すること。

10 「長期借入金」、「短期借入金」、「リース負債債務」及び「その他有利子負債」の各欄に記載すべき事項がない場合は、当該各欄を省略した様式により作成することができる。

11 当該事業年度期首及び当該事業年度末における長期借入金、短期借入金、リース負債債務及びその他有利子負債の金額が当該事業年度期首及び当該事業年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下である場合には、本明細表の作成を省略することができる。

〔12 略〕

附 則

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この省令による改正後の電気通信事業会計規則（以下「新電気通信事業会計規則」という。）の規定は、次の各号に掲げる改正規定の区分に応じ、当該各号に定めるところにより適用する。

一（略）

二 別表第一及び別表第一の二の改正規定（法人税、住民税及び事業税に係る部分を除く。）並びに別表第二様式第1、様式第2、様式第4及び様式第9の改正規定 令和九年四月一日以後に開始する事業年度に係る財務諸表について適用し、同日前に開始する事業年度に係るものについては、なお従前の例による。ただし、この省令の施行の日以後に終了する事業年度に係る財務諸表に係るものについては、新電気通信事業会計規則の規定を適用することができる。

規定の趣旨

事業会計規則の改正を踏まえて、二種接続会計規則の個別注記表にリースに関する注記を規定。

省令改正案【二種接続会計規則】

別表第一 (個別注記表)

1～10 (略)

11 リースにより使用する固定資産に関する注記

12～20 (略)

(記載上の注意)

1～12 (略)

13 リースにより使用する固定資産に関する注記は、次に掲げる事項とする。

(1) 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める事項(重要性の乏しいものを除く。)とする。ただし、会社法第440条第4項に規定する株式会社以外の事業者は、これらの事項の注記を要しない。

ア 借手(リースの当事者のうち、その対象となる資産を使用する権利を取得する者をいう。)である場合 次に掲げる事項

(ア) 会計方針に関する情報

(イ) リース特有の取引に関する情報

(ウ) 当該事業年度及び翌事業年度以降のリースの金額を理解するための情報

イ 貸手(リースの当事者のうち、その対象となる資産を使用する権利を設定する事業者をいう。)である場合 次に掲げる事項

(ア) リース特有の取引に関する情報

(イ) 当該事業年度及び翌事業年度以降のリースの金額を理解するための情報

(2) ファイナンス・リースの借手取引の借主である事業者が当該ファイナンス・リース取引について資産及び負債を計上する通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行っていない場合におけるリースの対象となる資産物件(固定資産に限る。以下この(2)において以下同じ。)に関する事項。この場合において、当該資産リース物件の全部又は一部に係る次に掲げる事項(各資産リース物件について一括して注記する場合にあっては、一括して注記すべき資産リース物件に関する事項)を含めること。

ア～ウ (略)

エ アからウまでに掲げるもののほか、当該資産リース物件に係る重要な事項

(3) リースにより使用するファイナンス・リース取引により使用するリース物件のうち電気通信事業固定資産の額及び電気通信事業以外の事業の用に供する固定資産の額。電気通信事業固定資産については、固定資産の種類別に記載すること。ただし、重要でないものは、一括して記載することができる。

14 金融商品(金融資産(金銭債権、有価証券及びデリバティブ取引により生じる債権(これらに準ずるものを含む。)をいう。)及び金融負債(金銭債務及びデリバティブ取引により生じる債務(これらに準ずるものを含む。)をいう。)をいう。以下同じ。)に関する注記は、次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除く。)とする。ただし、会社法第444条第3項に規定する株式会社以外の株式会社にあつては、(3)に掲げる事項を省略することができる。

(1) (略)

(2) 金融商品(リース負債を除く。)の時価等に関する事項

(3) 金融商品(リース負債、リース債権及びリース投資資産を除く。)の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

15 賃貸等不動産(たな卸資産に分類される不動産以外の不動産であつて、賃貸又は譲渡による収益又は利益を目的として所有し、又はリースにより使用する権利を有する所有する不動産をいう。以下同じ。)に関する注記は、次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除く。以下においてこの15において同じ。)とする。ただし、賃貸等不動産が、リースにより使用する権利を有する不動産である場合にあっては、(1)に掲げるものとする。

(1)・(2) (略)

16～23 (略)

規定の趣旨

事業会計規則の改正を踏まえて、二種接続会計規則の役務別固定資産帰属明細表及び役務別固定資産整理表の「リース資産」を「使用権資産」に修正。

省令改正案【二種接続会計規則】

別表第二 役務別固定資産帰属明細表の様式

役務の種類		移動電気通信役務						移動電気通信役務以外の電気通信役務	合計
		音声伝送役務			データ伝送役務				
		携帯電話	その他	小計	携帯電話・BWA	その他	小計		
電気通信事業固定資産									
有形固定資産									
[略]	取得価額								
	減価償却累計額								
	帳簿価額								
使用権資産 リース資産	取得価額								
	減価償却累計額								
	帳簿価額								
[略]	取得価額								
	減価償却累計額								
	帳簿価額								
有形固定資産合計									
無形固定資産合計									
電気通信事業固定資産合計									

別表第五 役務別固定資産整理表の様式

様式第1 直課及び配賦に係る固定資産価額

役務の種類	移動電気通信役務						
	音声伝送役務			データ伝送役務			合計
	直課して いる固定 資産価額	配賦して いる固定 資産価額	小計	直課して いる固定 資産価額	配賦して いる固定 資産価額	小計	
電気通信事業固定資産（帳簿価額）							
有形固定資産							
〔略〕							
使用権資産リース資産							
〔略〕							
有形固定資産合計							
無形固定資産合計							
電気通信事業固定資産合計							

様式第2 主要な直課対象の固定資産項目

	主要な直課対象の固定資産項目	当該固定資産項目の価額 (単位：円)	当該固定資産項目を直課している電気通信役務の別	当該固定資産項目を直課している理由
有形固定資産				
[略]				
使用権資産リース資産				
[略]				
無形固定資産				

(記載上の注意)

1～3 (略)

様式第3 主要な配賦対象の固定資産項目

	主要な配賦対象の固定資産項目	当該固定資産項目の価額 (単位：円)	当該固定資産項目の配賦基準	当該配賦基準の具体的な比率	当該配賦基準を採用する理由等
有形固定資産					
[略]					
使用権資産リース資産					
[略]					
無形固定資産					

(記載上の注意)

1～3 (略)

規定の趣旨

一種接続料規則、二種接続料規則及び一号算定規則において、接続料等の利潤における他人資本利子率の算出に当たり、社債、借入金及び「リース債務」を有利子負債としているところ、事業会計規則の改正を踏まえて、「リース債務」を「リース負債」に修正。

省令改正案【一種接続料規則】

(他人資本費用)

第十一条 (略)

2～6 (略)

7 第一項の他人資本利子率は、社債、借入金及び~~リース負債~~~~リース債務~~(以下「有利子負債」という。)に対する利子率並びに有利子負債以外の負債に対する利子相当率を、有利子負債及び有利子負債以外の負債が負債の合計に占める比率により加重平均したものとする。

8・9 (略)

省令改正案【二種接続料規則】

(他人資本費用)

第八条 (略)

2～6 (略)

7 第一項の他人資本利子率は、社債、借入金及び~~リース負債~~~~リース債務~~(以下「有利子負債」という。)に対する利子率並びに有利子負債以外の負債に対する利子相当率を、有利子負債及び有利子負債以外の負債が負債の合計に占める比率により加重平均したものとする。

8・9 (略)

省令改正案【一号算定規則】 (諮問対象外)

別表第1の2(第6条関係) 第7条第5号に規定する事項

(表略)

注1～6 (略)

7 他人資本利子率は、社債、借入金及び~~リース負債~~~~リース債務~~(以下「有利子負債」という。)に対する利子率並びに有利子負債以外の負債に対する利子相当率を、有利子負債及び有利子負債以外の負債が負債の合計に占める比率により加重平均したものとする。

8～16 (略)

(2) 新リース会計基準等の公表等を踏まえた規定の整備⑥

12

規定の趣旨

事業会計規則の改正を踏まえて、施行規則における接続料の算定根拠様式についても、修正する。

省令改正案【施行規則 様式第17の4の6】 (諮問対象外)

1 音声伝送役務

	音声伝送交換機能			SMS 伝送交換機能			その他			合計		
	期 首 値	期 末 値	平 均 値	期 首 値	期 末 値	平 均 値	期 首 値	期 末 値	平 均 値	期 首 値	期 末 値	平 均 値
電気通信事業固定資産												
有形固定資産 (帳簿価額)												
〔略〕												
使用権資産リース資産												
〔略〕												
有形固定資産合計												
無形固定資産												
〔略〕												
使用権資産リース資産												
〔略〕												
無形固定資産合計												
電気通信事業固定資産合計												

2 データ伝送役務

	実績値 (事業年度)						参考値 (事業年度)			予測値 (事業年度)		
	データ伝送 交換機能			その他			データ伝送 交換機能			データ伝送 交換機能		
	期 首 値	期 末 値	平 均 値	期 首 値	期 末 値	平 均 値	期 首 値	期 末 値	平 均 値	期 首 値	期 末 値	平 均 値
電気通信事業固定資産												
有形固定資産 (帳簿価額)												
〔略〕												
使用権資産リース資産												
〔略〕												
有形固定資産合計												
無形固定資産												
〔略〕												
使用権資産リース資産												
〔略〕												
無形固定資産合計												
電気通信事業固定資産合計												

【施行規則 様式第17の4の8】 (諮問対象外)

1 貸借対照表に計上された額の合算

	(電気通信事業者の別)		(電気通信事業者の別)		計	備考
	貸借対照表の額	相殺消去	貸借対照表の額	相殺消去		
資産の部						
I 固定資産						
A 電気通信事業固定資産						
(1) 有形固定資産						
〔1～15 略〕						
16 使用権資産リース資産						
〔略〕						
〔17 略〕						
有形固定資産合計						
(2) 無形固定資産						
〔1～7 略〕						
8 使用権資産リース資産						
〔9 略〕						
無形固定資産合計						
電気通信事業固定資産合計						
B (何) 業固定資産						
〔略〕						
(何) 業固定資産合計						
C 投資その他の資産						
〔1～11 略〕						
12 使用権資産						
13+2 〔略〕						
(何) 貸倒引当金(貸方)						
投資その他の資産合計						
固定資産合計						
〔II・III 略〕						
資産合計						
負債の部						
I 固定負債						
〔1～3 略〕						
4 リース負債リース債務						
〔5～9 略〕						
固定負債合計						
II 流動負債						
〔1～5 略〕						
6 リース負債リース債務						
〔7～16 略〕						
流動負債合計						
負債合計						
純資産の部						
〔I～IV 略〕						
純資産合計						
負債・純資産合計						

2 営業外費用の合算

	(電気通信事業者の別)		(電気通信事業者の別)		計	備考
	損益計算書の額	相殺消去	損益計算書の額	相殺消去		
営業外費用						
〔1 略〕						
2 リース負債に係る利息費用						
3+2～11+0 〔略〕						
営業外費用合計						

附則案

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の電気通信事業法施行規則(以下この項において「新施行規則」という。)の規定は、基礎事業年度(第五条の規定による改正後の第二種指定電気通信設備接続料規則(第五項において「新二種接続料規則」という。)第十七条第二項に規定する基礎事業年度をいう。以下この項及び第五項において同じ。)が令和九年度以降である接続料に係る接続約款の届出について適用し、基礎事業年度が令和八年度以前である接続料に係る接続約款の届出については、なお従前の例による。ただし、基礎事業年度が令和七年度以降である接続料に係る接続約款の届出については、新施行規則の規定を適用することができる。

2 第二条の規定による改正後の第一種指定電気通信設備接続料規則(以下この項において「新一種接続料規則」という。)の規定は、原価及び利潤の算定期間の開始日が令和九年四月一日以後である接続料の算定から適用し、原価及び利潤の算定期間の開始日が同日前である接続料の算定については、なお従前の例による。ただし、原価及び利潤の算定期間の開始日が令和七年四月一日以後の接続料の算定については、新一種接続料規則の規定を適用することができる。

3 第三条の規定による改正後の第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金及び第一種負担金算定等規則(以下この項において「新一号算定規則」という。)の規定は、令和九年四月一日以後に開始する事業年度に係る新一号算定規則第七条第五号に掲げる事項の届出について適用し、同日前に開始する事業年度に係る同号に掲げる事項の届出については、なお従前の例による。ただし、この省令の施行の日以後終了する事業年度に係る同号に掲げる事項の届出については、新一号算定規則の規定を適用することができる。

4 第四条の規定による改正後の第二種指定電気通信設備接続会計規則(以下この項において「新接続会計規則」という。)の規定は、令和九年四月一日以後に開始する事業年度に係る接続会計報告書等(新接続会計規則第九条に規定する接続会計報告書等をいう。以下同じ。)について適用し、同日前に開始する事業年度に係る接続会計報告書等については、なお従前の例による。ただし、この省令の施行の日以後終了する事業年度に係る接続会計報告書等については、新接続会計規則の規定を適用することができる。

5 新二種接続料規則の規定は、基礎事業年度が令和九年度以降である接続料の算定から適用し、基礎事業年度が令和八年度以前である接続料の算定については、なお従前の例による。ただし、基礎事業年度が令和七年度以降である接続料の算定については、新二種接続料規則の規定を適用することができる。

規定の趣旨

- 改正省令の施行日は、公布の日とする。
経過措置として、二種接続会計規則の改正については、令和9年4月1日以後に開始する事業年度から適用し、それ以前については、従前の例によることとするが、施行日以後に終了する事業年度から早期適用することも可能とする。

また、二種接続料接続料規則及び施行規則の改正については、基礎事業年度が令和9年度以降の接続料から適用し、基礎事業年度が令和8年度以前である接続料については従前の例によることとするが、基礎事業年度が令和7年度以降の接続料については早期適用することも可能とする。

同様に、一種接続料規則の改正についても、原価及び利潤の算定期間の開始日が令和9年4月1日以後である接続料の算定から適用し、それ以前の接続料の算定については、従前の例によることとするが、令和7年4月1日以後の接続料の算定については早期適用することも可能とする。

一号算定規則について、令和9年4月1日以後に開始する事業年度に係る新一号算定規則第七条第五号に掲げる事項の届出について適用し、それ以前の事業年度に係る届出については、従前の例によることとするが、施行日以後終了する事業年度に係る届出から早期適用することも可能とする。

内容の趣旨

- MVNOガイドラインにおいては、接続会計における固定資産の整理について、トラヒック比以外の基準により配賦する固定資産として、リース資産の配賦基準を記載しているところ、「リース資産」を「使用権資産」に修正。

MVNOガイドライン (諮問対象外)

2(2)2イ(オ)ア 接続会計における固定資産の整理 (略)

表1 (略)

表2

固定資産区分	固定資産の種類	配賦基準
(略)		
使用権資産リース資産		リースの対象となる資産に関連する固定資産区分の配賦基準に準ずる
(略)		

表3 (略)

- 本諮問内容について、令和7年12月の電気通信事業部会において答申を頂きたい。
- 答申後、総務省において速やかに接続会計規則の改正を実施する予定。

